

# 石川県公報

令和4年3月25日(金曜日)

号 外

(第28号)

## 目 次

規 則	○石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医療対策課) 1	○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を 改正する規則 (少子化対策監室) 4
-----	--	---

## 規 則

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 毅

### 石川県規則第十六号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「八月三十一日」を「八月十六日」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第5条関係)

(第二看護学科)

教育内容	授業科目	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	生物	1	30
		日本語表現法	1	30
		情報科学Ⅰ	1	15
		情報科学Ⅱ	1	30
		統計学	1	30
	人間と生活、社会の理解	心理学	1	30
		社会学	1	30
		教育学	1	30
		倫理学	1	30
		生活科学	1	15
		文化人類学	1	15
		人間関係論	1	30
	医療関係	医療英語	1	30
		いきいき健康づくり論	1	30
小 計		14	(375)	
人体の構造と機能	解剖学	2	45	
	生理学	2	45	
	生化学	1	15	
	栄養学	栄養学Ⅰ	1	15
		栄養学Ⅱ	1	15
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1	30

専 門 基 礎 分 野	健康支援と社会保障制度	病 理 学	1	30
		疾 病 論 I	1	30
		疾 病 論 II	1	30
		疾 病 論 III	1	30
		疾 病 論 IV	1	30
		微 生 物 学	1	30
		治 療 総 論	1	30
		疾 病 理 解 の 看 護 学 的 視 点	1	15
		健 康 管 理 論	1	30
		医 療 と 経 済 学	1	15
公 衆 衛 生 学	1	30		
社 会 福 祉 論	1	15		
看 護 関 係 法 令	1	15		
生 命 倫 理	1	15		
小 計			22	(510)
専 門 分 野	基礎看護学	看 護 学 概 論 I	1	30
		看 護 学 概 論 II	1	15
		共 通 基 本 技 術 I	2	45
		共 通 基 本 技 術 II	1	30
		フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト	1	30
		看 護 過 程	1	30
		臨 床 判 断	1	15
		日 常 生 活 援 助 技 術 I	1	15
		日 常 生 活 援 助 技 術 II	1	30
		日 常 生 活 援 助 技 術 III	1	30
		診 療 の 補 助 技 術 I	1	30
		診 療 の 補 助 技 術 II	1	15
		臨 床 看 護 総 論	1	30
		看 護 研 究	1	30
	地域・在宅看護論	地 域 と 暮 ら し	1	15
		家 族 看 護 論	1	15
		地 域 ・ 在 宅 看 護 総 論	1	30
		地 域 ・ 在 宅 看 護 援 助 論 I	1	30
		地 域 ・ 在 宅 看 護 援 助 論 II	1	30
		地 域 ・ 在 宅 看 護 援 助 論 III	1	30
	成人看護学	成 人 看 護 学 概 論	1	15
		成 人 看 護 学 援 助 論 I	1	30
		成 人 看 護 学 援 助 論 II	1	30
		成 人 看 護 学 援 助 論 III	1	30
		成 人 看 護 学 援 助 論 IV	1	30
		成 人 看 護 学 援 助 論 V	1	15
		成 人 看 護 学 援 助 論 VI	1	15
老年看護学	老 年 看 護 学 概 論 I	1	30	
	老 年 看 護 学 概 論 II	1	15	
	老 年 看 護 学 援 助 論 I	1	30	
	老 年 看 護 学 援 助 論 II	1	30	
小児看護学	小 児 看 護 学 概 論	1	30	

	母性看護学	小 児 看 護 学 援 助 論 I	1	15
		小 児 看 護 学 援 助 論 II	1	30
		小 児 看 護 学 援 助 論 III	1	15
	精神看護学	母 性 看 護 学 概 論 I	1	30
		母 性 看 護 学 概 論 II	1	15
		母 性 看 護 学 援 助 論 I	1	30
		母 性 看 護 学 援 助 論 II	1	30
	看護の統合と実践	精 神 看 護 学 概 論 I	1	15
		精 神 看 護 学 概 論 II	1	15
		精 神 看 護 学 援 助 論 I	1	30
		精 神 看 護 学 援 助 論 II	1	30
		看 護 の 統 合 と 実 践 I	1	15
		看 護 の 統 合 と 実 践 II	1	15
		看 護 の 統 合 と 実 践 III	1	15
		看 護 の 統 合 と 実 践 IV	1	30
	看 護 の 統 合 と 実 践 V	1	15	
小 計			49	(1,170)
臨地実習	基礎看護学	基 礎 看 護 学 実 習 I	1	45
		基 礎 看 護 学 実 習 II	2	90
	地域・在宅看護論	地 域 ・ 在 宅 看 護 論 実 習 I	2	64
		地 域 ・ 在 宅 看 護 論 実 習 II	2	64
	成人看護学	成 人 看 護 学 実 習 I	2	90
		成 人 看 護 学 実 習 II	2	90
		成 人 看 護 学 実 習 III	2	90
	老年看護学	老 年 看 護 学 実 習 I	2	90
		老 年 看 護 学 実 習 II	2	90
	小児看護学	小 児 看 護 学 実 習	2	90
	母性看護学	母 性 看 護 学 実 習	2	64
	精神看護学	精 神 看 護 学 実 習	2	90
看護の統合と実践	統 合 実 習	2	90	
小 計			25	(1,047)
総 計			110	

(注) 1単位の授業時間数は、講義15時間から30時間、臨地実習は30時間から45時間とする。

石川県のホームページ

別表第3 (第5条関係)

(准看護学科)

科 目		時間数
基 礎	論理的思考の基盤	35
	国語	(10)
	英語	(10)
	情報の基本的取り扱い	(15)
分 野	人間と生活・社会	35
	地域社会と人の暮らし	(19)
	接遇	(10)
	音楽のある生活	(6)
小 計		70

専 門 基 礎 分 野	人体のしくみと働き	105
	栄養	35
	薬理	70
	疾病の成り立ち	105
	保健医療福祉のしくみ	20
	看護と法律	15
	小 計	350
専 門 分 野	基礎看護	385
	看護概論	(70)
	基礎看護技術	(245)
	臨床看護概論	(70)
	成人看護	140
	老年看護	70
	母子看護	70
	精神看護	70
	小 計	735
	臨地実習	735
	基礎看護	(210)
成人看護	(385)	
老年看護		
母子看護	(70)	
精神看護	(70)	
小 計	735	
総 計		1,890

## 附 則

## (施行期日)

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 改正後の別表第一及び別表第三の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学した者について適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 施行日前に入学した者については、改正後の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数であつて改正前の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数に相当すると認めるものを履修したときは、改正前の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数を履修したものとみなす。

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第十七号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三号中「(別表第三にあつては、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)による前年分(一月から六月までにあつては、前々年分)の所得税)」を削り、同条第四号中「(別表第三にあつては、所得税法による前年分(一月から六月までにあつては、前々年分)の所得税)」を削る。

別表第一注中9及び10を削り、11を9とする。

別表第1中

「所得割の額が12,000円以下である世帯」

を

「所得割の額が1円から12,000円までである世帯」

に改め、同表注中「及び」を「及び」

のを7とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条、第3条関係）

階層区分		徴収月額		
		基準額	加算基準額	
A 階層		円 0	円 0	
B 階層		2,200	220	
C 階層		4,500	450	
D 階層	1	所得割の年額 3,000 円以下	5,800	580
	2	所得割の年額 3,001 円以上 5,800 円以下	6,900	690
	3	所得割の年額 5,801 円以上 8,700 円以下	7,600	760
	4	所得割の年額 8,701 円以上 13,000 円以下	8,500	850
	5	所得割の年額 13,001 円以上 17,400 円以下	9,400	940
	6	所得割の年額 17,401 円以上 22,400 円以下	11,000	1,100
	7	所得割の年額 22,401 円以上 28,200 円以下	12,500	1,250
	8	所得割の年額 28,201 円以上 58,400 円以下	16,200	1,620
	9	所得割の年額 58,401 円以上 75,000 円以下	18,700	1,870
	10	所得割の年額 75,001 円以上 96,600 円以下	23,100	2,310
	11	所得割の年額 96,601 円以上 121,800 円以下	27,500	2,750
	12	所得割の年額 121,801 円以上 175,500 円以下	35,700	3,570
	13	所得割の年額 175,501 円以上 221,100 円以下	44,000	4,400
	14	所得割の年額 221,101 円以上 380,800 円以下	52,300	5,230
	15	所得割の年額 380,801 円以上 549,000 円以下	80,700	8,070
	16	所得割の年額 549,001 円以上 579,000 円以下	85,000	8,500
	17	所得割の年額 579,001 円以上 700,900 円以下	102,900	10,290
	18	所得割の年額 700,901 円以上 849,000 円以下	122,500	12,250
	19	所得割の年額 849,001 円以上 1,041,000 円以下	143,800	14,380
	20	所得割の年額 1,041,001 円以上	全額	左の基準額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

注

1 徴収月額の決定の特例

- (1) 同一世帯から2人以上の対象児童がいるときは、その月の徴収月額の最も多額な対象児童については基準額を、その他の対象児童等については、加算基準額を徴収基準額とする。
- (2) 入院又は通院期間が、1箇月未満のものについては、徴収月額又は加算月額は、更に次の日割計算による。  
基準月額×（その月の入院（通院）期間／その月の実日数）
- (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額又は支払命令額の決定は行わない。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額又は支払命令額を決定する。

2 これらの表において「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいうものとし、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用

しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た所得割の額又は均等割の額とする。

- 3 これらの表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、県が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額とする。

附 記

この規則は、公布の日から起算して